

令和元年度第2回秋田県入札制度適正化推進委員会の概要について

1 日時

令和2年1月23日（木） 午前10時から11時30分まで

2 場所

ルポールみずほ「ねむ」

3 出席委員

石田英憲委員長、及川洋委員、千葉一明委員、鈴木有扶子委員及び清水洋一委員

4 議事

(1) 報告事項

【①県発注工事に係る入札・契約手続の運用状況について】

特に意見無し

【②指名停止等の運用状況について】

清水委員 指名停止を受けたとの報告があった山科建設について、資料を見ると由利地域振興局発注の河川災害復旧工事を受注しているようであるが、これは指名停止を受ける前の受注であったのか。

事務局 本工事は由利地域振興局建設部発注の随意契約による工事である。随意契約理由書の日付は令和元年7月30日となっており、指名停止期間の始期である令和元年9月30日より前に契約締結をしたものである。

石田委員長 指名停止業者かどうかを判断するのは契約時点か。

事務局 入札に関しては、入札の参加条件として「指名停止を受けていない者」が要件となっているので、参加申込をする段階で指名停止を受けていないことも求められる。本件の随意契約に関しては、指名停止業者を随意契約の相手方とすることができないという規定があるため、契約時点で判断したものである。

石田委員長 指名停止を行う場合の具体的な手続きを教えてください。

事務局 指名停止は、法に基づく処分ではないため、行政不服審査法等に定める

審査請求のスキームには乗らない手続きとなる。指名停止該当の理由を覚知した場合には、庁内で決裁を経た上で、相手に対し通知を発するのみとなる。行政処分ではないため、相手に対する聴聞や、弁明の機会の付与などの手続きは取っていない。

また、行政不服審査法の適用がないとはいえ、相手に対する不利益は当然発生するため、指名停止措置を講じた業者に対しては、その指名停止の期間中に限り弁明の機会を与える制度を設けている。

石田委員長 行政不服審査法に準じる手続きを県として設けているということか。

事務局 そのとおりである。

清水委員 県・市連携文化施設給排水衛生設備工事において、仮契約の後に労務単価の改正通知を受け、新しい単価で変更仮契約を行ったとの説明があったが、県・市連携文化施設に関する一連の工事において、労務単価の改正による変更仮契約を行った工事はこの工事のみだったのか。

文化振興課 今回の案件は、県・市連携文化施設の建設に係る工事を4つの工種に分けて発注したものであるが、そのうち建築工事を除く電気工事、空調設備工事及び給排水衛生設備工事については労務単価の改正により契約額を変更している。

(2) 審議事項

抽出案件1 (県・市連携文化施設建築工事)

及川委員 予定価格が事前公表であるにもかかわらず、業者が予定価格を超過して入札するケースは過去にもあったのか伺いたい。

営繕課 建築工事においては過去に同様の事例はないと把握している。

千葉委員 WTO案件となる条件を教えてください。

営繕課 県の発注工事としては、予定価格が22億9千万円以上となる工事が対象となる。

千葉委員 本件工事の総合評価の評価項目は「工程管理に関する技術的所見」及び「安全対策に関する技術的所見」の2項目のみである。評価項目が他にも

多数ある中で、この2項目のみとした理由を教えてください。

営繕課 本件工事は、ホールという特殊な建築物であり、その性質上、設計の段階で事前に品質や性能などが綿密に計画されていることから、設計及び施工方法等に関して、提案を求めるということは検討しなかった。
また、本件工事は WTO 案件であるため、地場産の材料を使用するなどして、地元業者が有利になるような条件を評価項目とすることができない等の理由から、最終的に2項目のみの評価項目となった。

千葉委員 入札参加要件として、代表者以外の構成員の総合評定値が960点以上とあるが、これは構成員全てに求めているのか。

営繕課 本件工事の入札参加形態は4者 JV としており、そのうち代表者以外の3者のうち1者の総合評定値が960点以上であれば良いものとして設定しており、残り2者については900点以上の総合評定値を求めている。

千葉委員 予定価格を超過した入札があったことから、業者からは「この予定価格では施工できない」という、言葉にはできない抵抗があったのではないかと。

営繕課 申請者に当該価格で入札した理由を直接確認しているわけではなく、その理由については推定できない。

及川委員 入札参加要件を充足する業者数を教えてください。

営繕課 参加可能な代表者は19者程度である。

清水委員 工事業者の選定等については県だけでなく秋田市の意向も含まれているのか。

文化振興課 工事業者の選定方法については県に一任していただいているが、WTO 案件に該当しない空調設備と給排水衛生設備工事については、地域要件を設定できる工事であるため、JV の構成員として1社以上秋田市内の業者が参加するという条件を付している。なお、設計等については秋田市と十分に審議をしたうえで決定している。

抽出案件2（県・市連携文化施設電気設備工事）

千葉委員 JVの出資比率は構成員同士で自由に決めることができるのか。

営繕課 県でJV構成員の出資比率についての基準を定めており、本件工事は4者JVのため、構成員は最低でも15%、代表者は最大の出資比率とすることとしている。

○その他

及川委員 資料1ページの「入札方式別発注工事総括表」における①一般競争入札の記載は、2件とも4,000万円未満の工事だったということによいか。

事務局 本表では、入札方式ごとに、下段に全ての契約件数及び金額を記載し、上段にはそのうち4,000万円以上の工事だったものを抽出し記載している。質問のあった一般競争入札の項目においては、上段と下段の記載内容が一致していることから、全ての契約が4,000万円以上だったということを示している。

及川委員 了解した。